

法律に基づく「まん延防止等重点措置」が発令後の
日建連中部支部の事務局体制に関するお知らせ

2022年1月21日
一般社団法人日本建設業連合会
中部支部

今般、政府は日建連中部支部管内の愛知県・岐阜県・三重県を対象とする「まん延防止等重点措置」を適用しました。

日建連中部支部は、事務所所在地である愛知県が「まん延防止等重点措置」の対象地域となりましたが、役職員の在宅勤務および時差出勤の対応を行いながら、通常業務を継続しております。

なお、中部支部事務局への電話・FAX・メール等の連絡は、通常通りとします。また、在宅勤務の職員の連絡も取り次ぎますので、よろしくお願ひします。